

奈良県告示第五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のように保安林の指定をする予定である旨農林水産大臣から通知があつた。

平成三十年四月六日

奈良県知事 荒井正吾

一 保安林予定森林の所在場所 吉野郡十津川村大字高津四八六、四八七、四九〇の一から四九〇の三まで、四九一の一、四九一の二、五〇〇の一、五〇〇の二、五〇三から五〇五まで、五七〇、五七四の一、五七四の二、五七五から五七九まで、五八二、五八三の一、五八三の二、五八四、五八六、五九三、六六三、八二五

二 指定の目的 土砂の流出の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 次の森林については、主伐は、択伐による。

大字高津四八六・四八七・四九〇の一・四九〇の三・四九一の一・五〇〇の一・五〇〇の二・五七七・五七九・五八二・五八三の二・五八四・五八六・五九三・六六三・八二五（以上十六筆について次の図に示す部分に限る。）、四九一の二、五七五、五七八

(二) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(三) 主伐として伐採をすることが出来る立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(四) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を奈良県農林部森林整備課及び十津川村役場に備え置いて縦覧に供する。）